	受託事業等収益	△ 1,067			
	寄附金収益	△ 3,593			
	財務収益	△ 23			
	資産見返負債戻入	△ 3,028			
	雑益	△ 1,226			
	臨時利益	△ 208	△ 74,475		
	業務費用合計				69,170
Ⅱ	損益外減価償却相当額				7,678
Ⅲ	損益外減損損失相当額				0
Ⅳ	損益外有価証券損益相当額（確定）				―
Ⅴ	損益外有価証券損益相当額（その他）				130
Ⅵ	損益外利息費用相当額				2
Ⅶ	損益外除売却差額相当額				282
Ⅷ	引当外賞与増加見積額			△	24
Ⅸ	引当外退職給付増加見積額				1,211
Ⅹ	機会費用				
	国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	1,098			
	政府出資の機会費用	―			1,098
Ⅺ	（控除）国庫納付額				―
Ⅻ	国立大学法人等業務実施コスト				79,550

注記

（重要な会計方針）

1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

ただし、特別運営費交付金及び特殊要因運営費交付金の一部については、文部科学省の指示に従い業務達成基準、あるいは費用進行基準を採用しております。

なお、国立大学法人東北大学業務達成基準取扱細則に基づき、総長が指定した業務については業務達成基準を採用しております。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～59年
構築物	2～60年
機械装置	2～17年
工具器具備品	2～20年

なお、国から承継した固定資産については見積耐用年数で、受託研究等収入によって取得した固定資産については研究期間で減価償却をしております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされない教職員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる教職員の賞与については、引当金を計上しておりません。

また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされない教職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の自己都合要支給額により引当金を計上しております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる教職員の退職一時金については、引当金を計上しておりません。

また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

5．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

6．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券は償却原価法（定額法）を、関係会社株式は移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合は、持分相当額）を、その他有価証券は期末日の市場価格等に基づく時価法を、その他の関係会社有価証券は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

7．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　　低価法

評価方法　　移動平均法

ただし、医薬品及び診療材料の評価方法は、最終仕入原価法を採用しております。

また、金額的重要性のない貯蔵品については、最終仕入原価法を採用しております。

8．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

9．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料等を参考に計算しております。